

令和6年2月5日
財務部課税課

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

1 条例改正の事由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第91号）の施行に伴い、世田谷区特別区税条例の一部を改正する必要があるため。

2 条例改正の概要

軽自動車税においては、世田谷区特別区税条例第46条の2で身体障害者等に対する種別割の減免が規定されているが、減免にあたっては同条第2項により、運転免許証の提示が要件となっている。

昨年7月に道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第91号）が施行され、運転に免許証が不要な特定小型原動機付自転車が定義された。

これに伴い、現行の規定では、運転免許証を所持していない方が特定小型原動機付自転車を減免対象車両として申請した場合、運転免許証の提示要件を満たせずに減免を受けることができないため、特定小型原動機付自転車の申請にあたっては、運転免許証の提示を要しないこととする改正を行う。

3 施行日

公布の日

4 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図る。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項及び次項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事が定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項及び次項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項及び次項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項及び次項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する</p>	<p>○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第46条の2 区長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、区長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項及び次項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳若しくは東京都知事が定めるところにより交付された愛の手帳(以下この項及び次項において「療育手帳等」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項及び次項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項及び次項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>特定小型原動機付自転車にあつては、運転免許証の提示を要しない。</p>	
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>附 則</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	
<p>2 この条例による改正後の第46条の2第2項ただし書の規定は、</p>	
<p>令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令</p>	
<p>和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例に</p>	
<p>よる。</p>	